

# 群馬大学教養教育科目等に関する規則

平成16. 4. 1 制 定

改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1

平成19. 4. 1 平成20. 4. 1

平成22. 4. 1 平成23. 4. 1

平成25. 4. 1 平成28. 7. 1

平成29. 4. 1 平成30. 4. 1

平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則(以下「学則」という。)第35条第1項に規定する教養教育科目及び学則第62条に規定する授業科目(以下「教養教育科目等」という。)の区分、履修方法、試験、その他の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(教養教育科目)

第2条 教養教育科目は、本学の学生として修得しなければならない基礎的科目で、その科目区分、授業科目及び卒業に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科 目 区 分	授 業 科 目	卒業に必要な 単位数
教養基盤科目 (学士力育成)	学びのリテラシー(1)	2
	学びのリテラシー(2)	2
	英語	4又は6 (注3)
	スポーツ・健康	3
	データ・サイエンス	2
	就業力	(注1)
教養育成科目	人文科学科目群	2
	社会科学科目群	2
	自然科学科目群	12 (注2)
	健康科学科目群	
	外国語教養科目群	
	総合科目群	2
合 計		25又は27 (就業力を除く)
備考		
(注1) 就業力の卒業に必要な単位数は、各学部で定める。		
(注2) 教養育成科目の卒業に必要な単位数は12単位とし、人文科学科目群、社会科学科目群及び総合科目群から各2単位修得する。		
(注3) 理工学部は、6単位とする。		

2 各学部は、その定めるところにより、前項に定める単位数を超えて、卒業に必要な単位数とすることができる。

3 共同教育学部は、第1項の規定にかかわらず、宇都宮大学との協議を踏まえて、教養教育科目を別に定めることができる。

4 前項の規定により教養教育科目を別に定める際は、第1項の表に掲げる科目区分、授業科目及び卒業に必要な単位数について、考慮しなければならない。

5 第1項に掲げるもののほか、他学部の専門教育科目の中で大学教育センター学部教務

委員会（以下「委員会」という。）が特に認めたものを、学生の教養教育科目として履修を認めることができる。

（外国人留学生に対して開設する授業科目）

第3条 学則第62条第2項に基づき、外国人留学生に対して開設する授業科目は、日本語科目及び日本事情に関する科目とする。

（授業題目等）

第4条 第2条第1項及び前条に規定する授業科目として開設する授業題目、単位数及び年次は、委員会の議を経て定めるものとする。

（外国人留学生の履修特例）

第5条 外国人留学生の授業科目の履修については、次の表に掲げるところに従い、特例を認めることができる。

外国人留学生が履修できる授業科目	代替できる教養教育科目及び単位数	
日本語科目	外国語教養科目群（選択英語を除く。）	1か国語に限り4単位まで
日本事情に関する科目	人文科学科目群及び社会科学科目群	6単位まで
	総合科目群	4単位まで

（単位当たりの授業時間）

第6条 教養教育科目等の授業科目の区分ごとの1単位当たりの授業時間は、次の表に掲げるとおりとする。

授業科目の区分	1単位当たりの授業時間
学びのリテラシー（1） 学びのリテラシー（2） スポーツ・健康（健康教育） データ・サイエンス 就業力 人文科学科目群 社会科学科目群 自然科学科目群 健康科学科目群 総合科目群 日本事情に関する科目	15時間
英語 スポーツ・健康（スポーツ科学） 外国語教養科目群 日本語科目	30時間

（他大学等における授業科目の履修等の取扱い）

第7条 学生が所属する学部の長(以下「学部長」という。)は、学則第42条第1項、第2項及び第4項の規定により、学生が他大学等(学則第42条第1項に規定する他大学等をいう。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における教養教育科目等の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、学則第42条第3項の規定により、文部科学大臣が定める学修(以下「他の学修」という。)を、本学における教養教育科目等の履修とみなして単位を与えることができる。

3 学部長は、前2項の規定により単位の認定又は付与を行う場合は、別に定める基準により、教授会の議を経て行うものとする。

(既修得単位の認定)

第8条 学部長は、学則第43条第1項の規定により、学生が本学に入学する前に、本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における教養教育科目等の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、学則第43条第2項の規定により、学生が本学に入学する前に行った他の学修を、本学における教養教育科目等の履修とみなして単位を与えることができる。

3 学部長は、前2項の規定により単位の認定又は付与を行う場合は、別に定める基準により、教授会の議を経て行うものとする。

(履修手続)

第9条 学生は、各学期の授業開始後速やかに、履修しようとする授業科目(授業題目)を、所定の様式により、学部長に届け出なければならない。

2 授業題目は、各学期の始めに公示する。

(試験)

第10条 学生が試験(学習報告を含む。以下同じ。)を受けることのできる授業科目(授業題目)は、前条により届け出た授業科目(授業題目)に限る。ただし、平常の出席状況等により、受験を許可しないことがある。

(成績評価及び単位認定手続)

第11条 授業科目(授業題目)の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとする。

2 学部長は、前項の評価に基づき、教授会の議を経て単位を認定する。

(修得単位)

第12条 学生が既に修得した授業科目(授業題目)の単位及びその評価については、取り消すことはできない。

2 学生が同一授業科目(授業題目)を2回以上履修した場合においても、改めて単位を与え、又は評価を改定することは行わない。

(再履修)

第13条 学生が試験に不合格となった授業科目(授業題目)について再履修を希望する場合は、次の学期以後に改めてその授業科目(授業題目)を履修し、受験しなければならない。

(追試験)

第14条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、

委員会が定める手続を経て、追試験を受けることができる。

(委員会による定め)

第15条 第2条から第13条までに定める授業科目(授業題目)に関して必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

(雑 則)

第16条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目等の授業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成18年度の入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成19年度の入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成20年度の入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成22年度の入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成23年度の入学者から適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は，平成25年度の入学者から適用し，平成24年度以前の入学者については，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は，平成31年度の入学者（医学部保健学科の入学者を除く。）から適用し，平成30年度以前の入学者及び平成31年度の医学部保健学科の入学者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は，令和2年度の入学者から適用し，令和元年度以前の入学者については，なお従前の例による。